

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	自立援助ホームにおける自立概念の再検討 : R. J. ハヴィガーストの発達課題論との関わりから
Author(s)	園井, ゆり
Citation	社会文化論集 , 17 : 1 - 28
Issue Date	2022-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52437
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052437
Right	Copyright (c) 2022 『社会文化論集』編集委員会
Relation	



自立援助ホームにおける自立概念の再検討 ——R.J.ハヴィガーストの発達課題論との関わりから——

園 井 ゆ り

I 自立援助ホームとは何か

1.1 本稿の目的と問題の所在

本稿の目的は、自立援助ホーム（後述）に入居する児童の自立について、R.J.ハヴィガースト（Robert J. Havighurst）（以下、ハヴィガーストと記す）の発達課題論との関わりから考察することである。自立援助ホームとは、1998年に「児童自立生活援助事業」として法定化された制度であり、社会福祉法上は、第2種社会福祉事業として位置づけられている（社会福祉法第2条）。自立援助ホームは、社会的養護等（社会的養護については後述する）の措置を解除された、主に18歳以降の児童の自立支援を目的とする制度である。自立援助ホームは、もともと1988年に「自立相談援助事業」として実施されていたが、1998年にあらためて児童自立生活援助事業となり、児童居宅生活援助事業の一類型として法定化された。本稿では、自立援助ホームに入居する児童に焦点をあて、児童における自立とは何を意味するのか、ということについて、すなわち、自立援助ホームにおける児童の自立とはどのような状況を指すのか、ということについて考察することを目的とする（厚生労働省 [1998] 2017）。

そこでまず、社会的養護とは何かについて確認する。社会的養護とは、親等から虐待を受けたために親もとで生活することができない子どもや、不適切な養育環境のもとで心身を傷つけられた子どもを社会的に養育するための制度のことである。児童虐待はいまや日本における深刻な社会問題となっている。児童虐待件数は、虐待統計を取り始めた1997年から年々増加傾向にある。実際、1997年度は5352件であったのが、2020年度では20万

5044件に達し、この約20年間でおよそ40倍に急増している¹⁾。したがって、社会的養護は、虐待等のため、家庭環境を奪われた児童に対し、社会が子どもの育つ権利を保障した制度であるといえる（厚生労働省『福祉行政報告例（各年度版）』）。

図1は、日本における社会的養護の体系を示したものである。社会的養護は大きく家庭養護と施設養護の2つから成立している。家庭養護は、家庭における個別的養護にもとづく制度である。家庭養護には里親制度や養子制度のもとの養育が含まれる。施設養護は児童養護施設等における集団的養護にもとづく制度である。施設養護には児童養護施設や乳児院等、主に入所型児童福祉施設制度のもとの養育が含まれる（園井 2013: 9, 2020）。

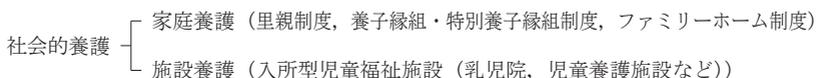


図1 日本における社会的養護の体系

（出典）園井ゆり，2020，「ファミリーホーム制度と仮親概念に関する社会学的研究」『総合科学研究』1：95（図3）より引用。

社会的養護を必要とする児童（以下、要保護児童と記す）は、家庭養護か、施設養護かのいずれかで養育される。社会的養護における児童の対象年齢は、一般的に18歳未満となっており（社会的養護は、児童福祉法上の制度であるため、社会的養護の対象年齢は、児童福祉法における児童の対象年齢の規定にもとづき、18歳未満とされる）、18歳到達後は、原則として社会的養護の措置が解除される。児童は、18歳到達後は、たとえ自立生活能力が十分備わっていない場合であっても自立を余儀なくされる。しかし、自立生活能力が達していないにもかかわらず、一定年齢に達したという理由により社会的養護の措置が解除されることは問題であり、児童が18歳に到達し措置が解除された後も自立生活能力が備わるまで、継続的に児童を支える仕組みが必要である。自立援助ホーム制度が創設された背景に

は、このような措置解除後の児童の育成についての課題が、個人的な課題としてではなく社会的な課題として認識されたことが関わっている。

自立援助ホームの法的根拠は、児童福祉法第6条の3および同第33条の6である。このうち、特に中心となる第6条の3では次のように自立援助ホームを規定する。

この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（中略）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）
- 二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（中略）のうち、措置解除者等であるもの（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）（『児童福祉六法（令和3年版）』）

ゆえに、自立援助ホームとは、自立援助ホームに入居する児童が、指導員と呼ばれる、児童の自立生活援助を行う者と共同生活を送りながら、日常生活上の援助と就業支援を受けるための制度である。自立援助ホームに入居する対象児童は、主に社会的養護の措置を解除された者であり、対象年齢は22歳までの者となっている（この点については後述する）。

自立援助ホームの養護形態と運営主体についてみると、まず養護形態については、自立援助ホームは、図1で示した社会的養護体系のうち、施設

養護の一形態として位置づけられる（自立援助ホームには18歳未満の児童も入居していることから、自立援助ホームも社会的養護体系に含まれる）。また、自立援助ホームには、自立援助ホームにおいて実際に児童の自立支援に携わる者として、指導員及び管理者を置かなければならない、と規定されている（管理者は指導員が兼ねることができる）。指導員は、「児童等の自立支援に熱意」のある者とされ、児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業した、児童指導員としての資格がある者等とされている。自立援助ホームにおいては、このような指導員がホームで児童と共同生活を送りながら、児童の自立を支援する（厚生労働省、[1998] 2017）。

次に、運営主体（児童自立生活援助事業者）については、みずほ情報総研（2018）による調査によると、自立援助ホームの運営主体は、NPO法人や社会福祉法人等の法人が運営している場合が85.8%（78ホーム中）となっており、最も多い。法人が運営する場合は、例えば、児童養護施設等を営む法人が、児童養護施設（以下、本体施設と記す）の敷地内外で自立援助ホームを展開する場合等が挙げられよう。この場合、本体施設から派遣された職員が、自立援助ホームの職員として児童の自立を支援する。

自立援助ホームにおける児童の対象年齢についてみると、児童福祉法上は現在22歳までとなっている。従来、自立援助ホームにおける児童の対象年齢は18歳未満とされていたが、大学等高等教育への進学を希望する児童の状況を考慮し、2016年における改正児童福祉法により、対象年齢が22歳にまで拡大されることになった（自立援助ホームの対象年齢が、従来18歳未満とされていたのは、先述した通り、児童福祉法における児童の対象年齢が18歳未満と規定されているためである。児童福祉法はその第4条で、児童福祉法における「児童とは、満十八歳に満たない者」と規定し、児童を18歳未満と定めている²⁾）（厚生労働省 [1998] 2017）。

また、自立援助ホームの入居定員数は5人以上20人以下となっており、比較的多人数の児童が一つのホームに入居することとなっている。しかし、入居児童数に応じて配置すべき指導員の数が決められているほか、入

居者一人当たりの居室の床面積も規定で定められており（一人当たり4.95㎡以上）、集団生活を営みながらも、できるだけ個々の児童の状況に応じた自立支援が行われるように構造上の配慮がなされている（厚生労働省[1998] 2017）。

以下、本稿における呼称ならびに対象者について確認する。第一に、本稿では自立援助ホームに入居する者を、年齢に関わらず、一律に児童と呼ぶことにする。自立援助ホームに入居する者は、かつて児童養護施設や里親のもとで養育されていた社会的養護の出身者がおよそ3割を占め（この点については後述する）、社会的養護の措置を解除された後も引き続き社会的養護を必要とする状況に置かれている。本稿では、このような実情をふまえ、自立援助ホームに入居中の者を、18歳以降の場合であっても児童と呼ぶことにしたい。

第二に、本稿では、自立援助ホームにおいて児童の自立を援助する指導員を、養育者と呼ぶことにする。指導員は、確かに児童の生活や就労を指導的立場から支援する点において、児童に対して指導者として向き合っている。しかし、指導員は、単に児童を指導するのみならず、児童と生活を共にし、児童を全人格的に養育している。ゆえに、指導員は親代わりとして児童に向き合っているといえ、この意味で本稿では指導員を養育者と呼ぶことにしたい。

第三に、本稿における対象者については、自立援助ホームに入居する児童は、大きく一般家庭から入居する場合と社会的養護の措置先から入居する場合の2つがある。本稿では、主に後者の社会的養護の措置先から入居する児童の場合に焦点をあてる。

本稿における問題の所在について述べると、自立援助ホーム制度が創設された背景には、先に述べた通り、措置解除後の児童の育成が社会的課題として認識されたことが関わっている。そのため自立援助ホームの主要な目的は、措置解除後の児童の自立をいかに達成するか、ということに置かれている。したがって、自立援助ホームにおける児童の自立とはどのよう

な状況を指すか、その自立概念については明確にしておく必要がある。しかし、以下検討するように、先行研究においては自立援助ホームにおける児童の自立の捉え方については、未だ一定の見解が得られているとは言い難い。そこで本稿では特に自立援助ホームにおける児童の自立とはどのような状況を指すのか、ということについて検討することを目的とする。本稿ではこの課題を、主にハヴィガーストの発達課題論との関わりから明らかにする。

1.2 自立援助ホームの概況と入居児童の特徴

自立援助ホームにおける自立概念を明確化するにあたり、自立援助ホームに関する基本的状況を次の2点から確認することから始めたい。ひとつは自立援助ホームの設置状況について、もうひとつは自立援助ホームに入居中の児童の状況についてである。

まず、自立援助ホームの設置状況についてみていこう。図2は自立援助ホームの設置状況の推移を、自立援助ホーム数、自立援助ホーム入居児童数、18歳以上要保護児童数のそれぞれについてみたものである。自立援助ホーム数は2006年には35ホームであったのが、2016年には143ホーム、2019年には193ホームとなっており、年々増加傾向にある。自立援助ホームに入居する児童も、2006年には163人であったのが、2016年には516人、2019年には662人にまで増えている。一方、2019年における18歳以上の要保護児童数は3049人となっており、自立援助ホームに入居している児童は18歳以上の全要保護児童数のうち、わずか約2割に過ぎない。18歳以上の要保護児童についてみると、近年は特に18歳以上の要保護児童が増える傾向にあり、全体的に要保護児童の高年齢化が進んでいる。したがって、自立援助ホームは今後増加が見込まれる18歳以上の児童の受け皿として期待される制度であるといえるが、現状では有効な制度としてはいまだ十分に機能していない。

また、自立援助ホームが存在する場所に注目すると、全国自立援助ホー

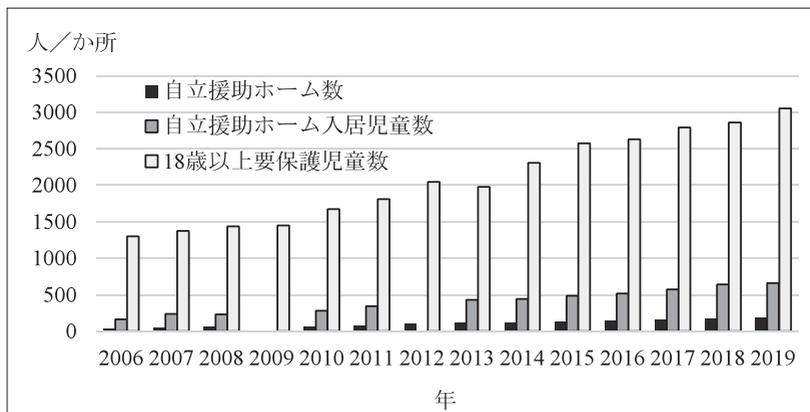


図2 自立援助ホーム数、自立援助ホーム入居児童数、全要保護児童中18歳以上者数の推移

- (注 a) 対象とした要保護児童は、家庭養護（里親、ファミリーホーム）および施設養護（児童養護施設、自立援助ホーム）に措置された児童である。
- b) 2009年と2012年の自立援助ホーム関連データについては、2009年は自立援助ホーム数および入居児童数は不明のため記載していない。2012年は自立援助ホーム数のみ記載した。
- c) 18歳以上要保護児童数のデータについて、出典元データの制約上、里親及びファミリーホームに措置された児童については、2008年、2013年、2018年の3か年以外は16歳以上で計上した。自立援助ホームに入居している児童（18歳以上）については、2013年、2018年の2か年のみについて計上した。
- (出典) 厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」（各年版）、同『福祉行政報告例』（各年度版）、同『社会福祉施設等調査』（各年版）、同2015「児童養護施設入所児童等調査結果」、同2020「児童養護施設入所児童等調査の概要」。

表1 自立援助ホームの地域別設置数および割合

地 域	ホーム数 (%)
北海道・東北	28 (13.0)
関 東	80 (37.2)
東海・北陸	21 (9.8)
近 畿	24 (11.2)
中国・四国	32 (14.9)
九 州	30 (14.0)
合 計	215ホーム ^a

(注 a) 全国自立援助ホーム協議会に未入会のホームを除く

(出典) 全国自立援助ホーム協議会。2021。「自立援助ホーム一覧（令和3年11月1日現在）」より作成（2021年11月28日取得，<http://zenjienkyou.jp/>）。

ム協議会（2021）の資料にしたがいみると、当協議会に加入中の自立援助ホーム全215ホームのなかで、その約4割が関東地域に存在しており、地域によって設置数に差がみられることがわかる（表1）。特に東海・北陸地域や、近畿地域など、関東以外の地域においては自立援助ホームの数は十分とはいえず、これらの地域で自立援助ホームの設置を促進することが重要である（全国自立援助ホーム協議会 2021）。

次に、自立援助ホームに入居する児童の状況をみていこう。表2は、2018年に実施された厚生労働省による「児童養護施設入所児童等調査」（以下、厚生労働省調査と記す）における自立援助ホームに入居中の児童の傾向についてまとめたものである。この調査は厚生労働省が児童養護施設入所児童をはじめ、一般に要保護児童とされる児童の傾向をみるために、5年ごとに実施している全数調査である。自立援助ホーム入居児童（表中、自立援助ホーム児と記す）の特徴をみるため、比較対象として里親委託児童（表中、里親委託児と記す）及び児童養護施設入所児童（表中、施設入所児と記す）の傾向についても参照した。また、時系列比較のため、2013年に実施された同調査もあわせて参照する（厚生労働省 2015, 2020）。

表2をみると、第一に、現在の平均年齢および入居経路についてみると、自立援助ホームに入居する児童の現在の平均年齢は、里親委託児、施設入所児と比べ、約18歳と比較的高齢である。自立援助ホームへの入居経路は、先に述べた通り一般家庭から入居する場合と、社会的養護の措置先から入居する場合の2つがある。2018年についてみると、一般家庭から入居した児童の割合は約4割であり、児童養護施設や児童自立支援施設、また里親家庭等、さまざまな社会的養護の措置先から入居した児童の割合は約3割となっている。

第二に、実親（保護者）の状況についてみると、自立援助ホームに入居する児童においては、一般家庭から入居する児童が一定数いることから、ほとんどすべての児童には保護者が存在する傾向にある。しかし、半数の児童は実家族との交流がなく、将来的にも実親家庭復帰を望む児童は、1

割程度にとどまる。ここからは、児童は実親に自立のための援助——例えば経済的支援や精神的援助等——を求めることは難しい状況にあることが推察される。

第三に、被虐待経験および児童の心身の状況についてみると、約7割の児童が、父又は母からの虐待酷使をはじめ、養育拒否等、さまざまな虐待を受けた経験を持ち、被虐待経験の割合は要保護児童の中で最も高い。さらに自立援助ホームに入居する児童はおよそ半数の児童に知的障害やADHD等の発達障害があり、他の里親委託児や児童養護施設入所児と比べ、障害を持つ児童が比較的多いことがうかがえる。

第四に、就学、進学状況と将来の見通しについてみると、まず、就学状況については、自立援助ホームに入居中の児童の就学状況は、「中学卒者における就職・その他」が最も多い（有効回答605人中264人）。これは、中学卒業後、就職等を行った者が最も多いということである（表2には掲載していないが、中学卒業後、高校に進学した者についてみると、605人中215人となっている）。一方、里親委託児、施設入所児の就学状況については小学校以下となっている。次に、大学への進学希望についてみると、自立援助ホーム入居児童においては、大学への進学希望者が近年わずかな

表2 自立援助ホーム児、里親委託児、施設入所児の傾向（2018年）

[] 内は2013年

調査主体 ^a 対象地域 対象時期 対象児童 ^b 対象児童数（人）	厚生労働省調査 全国 2018年〔2013年〕		
	自立援助ホーム児	里親委託児	施設入所児
①現在の平均年齢（歳） ^c	17.7 [17.5]	10.2 [9.9]	11.5 [11.2]
②委託/入居（所）時の平均年齢（歳）	17.7 [17.0]	5.9 [6.3]	6.4 [6.2]
③性別（%）	男児 52.3 [47.9]	50.3 [50.6]	52.8 [54.1]
	女児 47.7 [52.1]	49.7 [49.4]	47.2 [45.9]
④平均委託/在居（所）期間（年）	1.1 [0.9]	4.5 [3.9]	5.2 [4.9]

(continued)

表 2 (continued)

調査主体 ^a	厚生労働省調査		
対象地域	全国		
対象時期	2018年〔2013年〕		
対象児童 ^b	自立援助ホーム児	里親委託児	施設入所児
対象児童数(人)	616〔376〕	5382〔4534〕	27026〔29979〕
⑤委託／入居(所)目的 ^d (%)	自立まで現在の自立援助ホームで養育 80.0〔81.2〕	自立まで現在の里親家庭で養育 69.2〔68.6〕	自立まで現在の児童養護施設で養育 58.7〔55.2〕
⑥委託／入居(所)経路 ^{d,e} (%)	実親家庭から 43.6〔47.3〕	実親家庭から 43.2〔47.3〕	実親家庭から 62.8〔68.6〕
⑦心身の状況 ^f (%)	障害等あり 46.3〔37.0〕	障害等あり 24.9〔20.6〕	障害等あり 36.7〔28.5〕
⑧就学状況 ^{d,g} (%)	中学卒者における就職・その他 43.6〔59.3〕	就学前 30.7 〔小学校 32.4〕	小学校 36.8〔38.3〕
⑨大学(短大)への進学希望 ^h	希望する 29.3〔25.8〕	— ^m	— ^m
⑩将来の見通し ⁱ			
a) 家庭復帰したい	13.6〔16.9〕	— ^m	— ^m
b) 結婚したい	58.0〔52.7〕	— ^m	— ^m
c) 自立生活の自信あり	34.1〔33.0〕	— ^m	— ^m
⑪養護問題発生理由 ^d (%)	父又は母の虐待酷使 27.4〔22.2〕	養育拒否 15.4〔17.1〕	父又は母の虐待酷使 22.6〔18.6〕
⑫被虐待経験の有無 ^j (%)	虐待経験あり 77.9〔73.1〕	虐待経験あり 40.6〔33.5〕	虐待経験あり 68.6〔62.7〕
⑬委託／入居(所)時の保護者の状況 ^{d,k} (%)	両親又は一人親 92.0〔72.7〕	両親又は一人親 78.7〔52.9〕	両親又は一人親 93.5〔82.2〕
	内訳「実母のみ」 40.8〔34.2〕	内訳「実母のみ」 62.9〔59.1〕	内訳「実母のみ」 48.7〔45.4〕
⑭家族との交流の有無 ^l (%)	交流なし 51.9〔41.3〕	交流なし 71.5〔72.7〕	交流なし 21.8〔18.0〕

(注 a) 「厚生労働省調査」は全数調査である。各項目は「不詳」「不明」を除く有効データについて算出した。

b) 「厚生労働省調査」における対象児童は、現在措置中の児童である。

c) ①「現在の平均年齢」とは、調査時点での年齢を示す。

d) ⑤「委託／入居(所)目的」、⑥「委託／入居(所)経路」、⑧「就学状況」、⑪「養護問題発生理由」、⑬「委託／入居(所)時の保護者の状況」及びその「内訳」については、最も多い値を示す。

e) ⑤「委託／入居(所)経路」とは、児童がどこから自立援助ホーム、里親家庭、児童養護施設に来たかということ。委託／入居(所)直前、児童が生活していた場所で、児童相談所による一時保護直前の生活場所を示す。

f, h, j, l) ⑦「心身の状況」については「障害等あり」の割合について、⑨「大学(短大)への進学希望」については「希望する」の割合について、⑫「被虐待経験の有無」については、「虐待経験あり」の割合について、⑭「家族との交流の有無」については「交流なし」の割合についてそれぞれ参照した。

- g) ⑧「就学状況」は調査時点での就学状況を示す。例えば、自立援助ホーム入居児童については調査時点で中学卒で就職・その他の状況にある者の割合が最も高い。
- h, i) ⑨「大学（短大）への進学希望」及び⑩「将来の見通し」は、自立援助ホーム入居児童のみを対象にした質問項目である。⑩「将来の見通し」については、「(もとの実家庭への) 家庭復帰」「結婚」「自立生活への自信」の3項目についてそれぞれ尋ねている。家庭復帰については家庭復帰したいと回答した割合について、結婚については結婚したいと回答した割合について、自立生活への自信については自信があると回答した割合についてみた。
- k) 「内訳」は「両親又は一人親」の内訳をみたもの。
- m) 「-」は調査項目ではないことを示す。
- (出典) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 2015「児童養護施設入所児童等調査結果」, 同2020「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」.

がらも増加傾向にある。したがって、大学への進学が自立援助ホーム児童にとっての実現可能な目標になるように、進学支援をさらに充実することが重要である。また、将来の見通しについては、自立援助ホーム入居児童においては、自立した生活への自信がある、と回答した児童は3割にとどまる。したがって、自立援助ホーム入居児童に対しては、特に自立のための生活支援や就労支援（就労支援は就職先の確保および就職後の就労支援の両方を含む）を長期にわたり行う必要がある。

以上から、自立援助ホームにおける児童が自立を達成するためには多くの課題があるがことが指摘できる。これらの課題は、大きく、自立のための、精神的基盤を整えるための課題と経済的基盤を整えるための課題の2つに要約されよう。前者は、児童自身の精神的基盤を整える、ということである。特に被虐待経験を持つ児童においては、自己の存在を否定された感情を持つ場合が多い。したがって、児童が自己に対する肯定的な感情を持つことができるような仕組みを用意する必要がある。そのための一つの方法として、進学支援が挙げられよう。高等教育への進学を達成することは、児童が自己肯定感を有するための一助となると考えられる。後者は、職業を確保することにより経済的基盤を整える、ということである。そのための一つの方法として、就労支援が挙げられよう。これには就職先を確保するための支援と就職後の就労支援の2つが含まれる。

1.3 先行研究の分析

自立援助ホームにおける児童の自立については、国内外において広範な研究がなされている。そこで、本稿では先行研究の動向を、本稿の問題関心——すなわち、自立援助ホームにおける児童の自立とはどのような状況を指すのか——に従い検討する。

まず、国内の研究についてみると、国内の研究は、第一に、自立援助ホームに関する理論的研究（大貝 2017; 村井 2000）、第二に、自立援助ホームを運営する養育者に関わる研究、すなわち、養育者自身が行った実践的研究（高橋温 2017; 高橋一正 2011; 星 2013）ないし養育者を対象にした研究（一ノ瀬 2014; みずほ情報総研株式会社 2018）、第三に、自立援助ホームに入居する児童を対象にした研究（伊部 2011）に大別される。

第一に、自立援助ホームに関する理論的研究については、村井（2000）は、自立援助ホームにおける児童は、被虐待経験を持つことから、自己肯定感や主体性が低い傾向にある、とし、自立援助ホームにおける自立支援とは、児童が自己肯定感と主体性を持つことができるような支援を行うことである、と指摘する。

第二に、自立援助ホームを運営する養育者に関わる研究について、自立援助ホームを運営する養育者自身が行った実践的研究については、星（2013）は、自ら養育者として運営する自立援助ホーム（「星の家」）における経験から、自立とは「『する』ものであって、『させる』ものではない」とし、児童の自立とは、適切な養育環境のなかで、児童が「自分の人生を自分の足で歩いていこうという意志＝主体性」を持てるようになることである、と指摘する。また、自立援助ホームを運営する養育者を対象にした調査からは、養育者に対する支援体制を整備する必要性が明らかにされている。具体的には、養育者に対して、自立支援に関する専門的な研修制度等を整備すること、また養育者間で自立支援の内容に差が生じていることから、自立支援についての一定の基準を示す必要性があることが指摘されている（みずほ情報総研株式会社 2018: 94-5）。

第三に、自立援助ホームに入居する児童を対象にした研究については、伊部（2011）が行った、自立援助ホームにかつて入居していた児童（以下、利用経験者と記す）に対する調査が挙げられる。これによると、自立援助ホームの利用経験者は、以下に示すように、自立援助ホームを、経済的、精神的に自立した生活環境を整えるための支援を得る場として捉えていることが示された。すなわち、利用経験者は、「（自立援助ホームで）高卒認定試験があることを知り……（ホームで）学習のサポートも得ることができた」「（自立援助ホーム入居中に）仕事をして貯金もできて、一人暮らしをする目途がたった」「最初に就いた仕事は自分に何が身についたかが得られず、転職（した）……自分の能力に合った仕事をしていきたい。やりたい仕事をみつけることが今の目標」「（自立援助ホームは）相談したり話したりするスタッフ（養育者）がいてくれた」「（自立援助ホームは、養育者と）つながれる大切なところ」等と述べ、自立援助ホームの支援によって、将来への意欲と展望を持てるようになったことが示されている（括弧内筆者）（伊部 2011: 23-28）。

次に、海外の研究については、主にアメリカの研究についてみていきたい。アメリカでは日本における自立援助ホームに相当する制度は、Supervised Independent Living等と呼ばれ、2020年では要保護児童のうち約2%がこのような住居環境において生活している。アメリカではSupervised Independent Livingのような住居環境において生活する、社会的養護の措置から外れた18歳以降の要保護児童（former foster youth、以下、元里親委託児と記す）ないし青年期にある要保護児童の自立について、幅広い研究がなされている。これらの研究においては、多くの場合、里親委託児が対象となっている。今回吟味した先行研究においても、すべて里親委託児が対象となっている。家庭養護が進むアメリカでは、要保護児童のほとんどは里親に委託されるため——実際、2020年において要保護児童のうち約8割は里親に委託されている——、要保護児童の自立の課題は、里親委託児の自立の課題として捉えられている（U.S. Department of Human Services

2021)。

今回検討した先行研究についてみると、これらは大きく(元)里親委託児を対象にした研究(Avery 2010; Collins et al. 2008, 2010; Courtney et al. 2001; Forenza and Lardier 2017; Graham et al. 2015; Hunter et al. 2014; Jones 2014; Lalayants et al. 2015; Moyer and Goldberg 2019; Reilly 2003; Stewart et al. 2014)と、里親を対象にした研究(Benesh and Cui 2017; Lalayants et al. 2015)に大別される。前者は、主に(元)里親委託児の教育や就労状況や(元)里親委託児の実家族との再統合を、パーマネンシー(permanency)理念との関連から検討したものである。パーマネンシー理念とは、社会的養護研究における重要な概念であり、児童に対して安定的、継続的な養育者および養育環境を保障しようとする理念のことである(パーマネンシー理念については後述する)。後者は、主に里親と里親委託児が自立をどのように認識するかということや、青年期にある里親委託児を養育中の里親に対する効果的な里親研修プログラム等について検討したものである。

前者について、特に(元)里親委託児の教育と就労状況について検討した研究についてみてみると、まず教育については、Moyer and Goldberg(2019)は、里親のもとでかつて養育された経験のある18歳から25歳の元里親委託児と学校教育との関係について考察している。その結果、第一に、元里親委託児と元里親委託児が通う学校の教員との関係が悪いと——例えば、教員の元里親委託児に対する期待が低い、あるいは教員が哀れみの情で元里親委託児に接する、または元里親委託児を初めから反抗的存在と決めつけ接する等——、元里親委託児の学業成績に悪影響が及ぶこと、第二に、里親と教員との関係が悪いと——例えば、教員が里親を、元里親委託児の生みの親ではない、として、里親に対する敬意を示さず、里親との意思疎通を図ろうとしない、あるいは里親の方が教員に対し敬意を示さず、学校からの連絡等にも誠実に対応せず、元里親委託児の教育を全て学校任せにする等——、元里親委託児の成績に悪影響が及ぶことが示された。

次に就労については、Stewart et al. (2014)は、行政データの2次分析

により、18歳で里親への措置を解除された児童の、措置解除後6年後から12年後に至るまで——すなわち、元里親委託児が24歳から30歳に至るまで——の就労状況について、長期的分析を行っている。その結果、元里親委託児は同年代の一般の者と比べ、少なくとも24歳時点において、就職率が低いほか、平均賃金も低く、就業継続率も低い傾向にあることが見出された。一方で、児童が18歳以降も継続して（高等教育へ進学する等のために）里親へ委託され続けた場合は、児童がより高い学歴を得る等により、結果的に就業継続率が高くなり、雇用の安定性が増す傾向にあることが示された。

後者については、里親と里親委託児が自立をどのように認識するかについて検討したLalayants et al. (2015) の研究についてみると、自立についての里親および里親委託児の認識の共通点は以下の通りであった。すなわち、自立とは、十分な教育を得、仕事に就き経済的自立を果たし、住居を確保することである。一方、両者の認識の相違点は以下の通りであった。すなわち、里親は（里親委託児にとっての）自立を、現実的課題として捉えているのに対し——自立とは、例えば、食事を作る、洗濯をする、掃除をするといった自立した生活を営む上での実践的知識や技能を獲得すること、ないし経済的自立に向けて貯金をすること、また社会的規範に沿った、望ましい行動をとるための術を身につけることである等——、里親委託児は自立を、将来的課題として捉えていた——例えば、経済的に自立することは現時点での課題ではなく、5年後、10年後先の課題である等。

以上、国内外の先行研究結果からは、里親委託児は、教育面では学業を達成するのが難しい環境に置かれやすいこと、就労面では就職先の確保および就職後の就業継続が難しい傾向にあることが示された。自立をどのように捉えるかということについては、特に里親においては、自立とは、教育的基盤と経済的基盤を確立することに加え、社会性を身につけることであると認識していることが示された。したがって、先行研究からは、要保護児童に対しては進学および就労面での継続的な支援が必要であること、

また、社会性といった児童が社会的自立を果たすために必要な能力を培うことができるように、児童に対する支援を行う必要があることが指摘できる。

Ⅱ ハヴィガーストの発達課題論

2.1 発達課題論の特徴

本節では、自立援助ホームにおける児童の自立を理論的に考察する。今回は、特にハヴィガーストの発達課題論に着目し、児童の自立について検討する。ハヴィガーストは、人間の生涯にわたる成長段階に、発達課題 (*the developmental tasks of life*) という概念を適用したアメリカの教育社会学者である。ハヴィガーストによると、発達課題とは各年齢段階において達成することが求められる課題であり、それは、身体的技能や読み書き計算等の基本的な能力の発達から、道徳的態度の涵養、男性または女性に対し求められる社会的役割の習得、また行動基準としての価値及び倫理体系の学習、ならびに情緒的経済的な独立性の達成等に至るまで多岐におよぶ。個人はそれぞれの年齢階層における発達課題を適切に達成しなければ、次の階梯の発達課題に進むことはできない、とされる (Havighurst 1953: 1-5)。

ハヴィガーストにおける発達課題論の特徴としては、少なくとも以下の5点を挙げることができよう。第一に、発達という課題を、社会階級——例えばアメリカの中流階級において目標とされる課題内容等——と教育との関わりから考察している点、第二に、発達課題を幼年期から老年期に至る、人間の生涯にわたる学習ないし教育の過程として捉えている点、第三に、人間の成長段階を自然的な過程として捉えるのではなく(各成長段階における発達課題の習得を通した)外部環境への適応過程として捉えている点、第四に、発達課題を生物学的、心理学的、文化的に基礎づけて捉えている点、第五に、発達課題を、一回だけ現れる課題と、生涯にわたり(形をかえて)くりかえし現れる課題とに分けて捉えている点である(概して

いえば、一回だけの課題よりも、くりかえし現われる課題の方がより多い（荘司 1995）。

ここで、特に第三の点と第五の点についてみていきたい。まず、第三の、外部環境への適応という点については、例えば、壮年期ないし老年期を例にとると、壮年期ないし老年期の課題は、家族環境の変化に適応すること、ということになる。壮年期や老年期には配偶者との死別が生じたり、高齢の親に対する世話が発生したりするなど、家族環境が大きく変化する。この変化に適応していくために、人は高齢の親との関係性の築き方について学習し、あるいは配偶者死別後の新しい生活習慣を学ぶ必要がある、ということである。したがって、ハヴィガーストにおいては外部環境の変化に適応するための一つ的手段として、学習という行為が位置づけられている。

次に、第五の点については、一回だけ現れる課題には、例えば歩行の学習や、固形の食べ物をとることの学習、排泄の仕方の学習等が挙げられる。一方、生涯にわたりくりかえし現われる課題には、例えば道徳性の涵養や、人格の独立性の達成、社会集団内における適正な社会的態度の発達、（各年齢段階における）社会的役割の学習などが挙げられる。これらは社会的な自己形成に関わる課題であるといえる。すなわち、ハヴィガーストにおいては、社会的な自己を形成することに関わる課題は、生涯にわたる課題として位置づけられている。

ハヴィガースト学説においては、このように、人間の成長過程を各年齢段階における発達課題を達成する過程として捉えている。各年齢段階における発達課題は、外部環境へ適応するために必要な課題であり、それを達成するすべとして、学習という行為を位置づけている。個人が学習するのは、道徳性であったり、社会的役割であったり、社会集団内における適正な社会的態度であったりする。これら道徳性や社会的役割や適正な社会的態度といったものは、社会における文化ということになる。したがって、ハヴィガーストの発達課題論は、個人が、各年齢段階における、個人をとりまくさまざまな外部環境の変化に対して、社会における文化を学習する

ことにより適応していく過程を論じた理論，ということになるだろう。

以上の考察からは、ハヴィガースト学説の背景には、いわゆる進化的な発想との類似点を見出すことができる。進化論とは、周知のとおり、チャールズ・ダーウィン（Charles Darwin）により確立された生物進化論のことである。ダーウィンは1859年に著した『種の起源』において生物進化論を確立した³⁾。生物進化論の詳細は本稿では触れないが、特に本稿と関わる点について述べれば、生物進化論は、個体の外部環境に対する適応能力の高度化を論じた理論ということができる。高度化とは、すなわち進化のことである。これをふまえると、ハヴィガースト学説は、個人の外部環境に対する適応能力の高度化について論じた理論として捉えることができる。この場合の高度化とは、すなわち発達ということになる。要約すると、ハヴィガーストの発達課題論は、個人がその社会の文化を学習することで、外部環境に対する適応能力を高度化（発達）させる過程を論じた理論である、ということができる（Darwin 1859=1990; 富永 1996: 193-194, 253-256）。

2.2 自立援助ホームと青年期の発達課題

本項ではハヴィガーストの発達課題論を、自立援助ホームとの関わりからみていくことにしたい。表3はハヴィガーストにおける幼少期から成人期に至るまでの発達課題を年齢別にまとめたものである。

これをみると、個人が学習すべき内容は各年齢段階に応じて少しずつ異なっていることがわかる。自立援助ホームにおける児童の自立を、ハヴィガースト学説との関わりから捉えるならば、自立援助ホームの児童に対して求められる発達課題は、ハヴィガースト学説における、特に青年期の発達課題であるといえよう。そこで、青年期における発達課題に着目すると、青年期に特徴的な発達課題は、第一に、情緒的及び経済的独立を達成すること、第二に、自己の行動を律するための価値観や倫理観を学習すること、となっている。したがって、ハヴィガーストの発達課題論からは、自立援

表3 ハヴィガーストの年齢別発達課題

発達段階	発達課題
乳児期（0-5歳） <i>Infancy and Early Childhood</i>	1. 歩行の習得, 2. 固形食物の摂取, 3. 話し言葉の習得, 4. 大小便排泄の自立, 5. 性差の自覚, 6. 社会や物事に関する言語的表現の学習, 7. 読字学習の開始, 8. 善悪の学習と良心の形成
児童期（6-12歳） <i>Middle Childhood</i>	1. 遊びに必要な身体的技能の習熟, 2. 自己に対する健全な態度の養成, 3. 同年齢児との交友関係の形成, 4. 性役割の学習, 5. 読み, 書き, 計算の基本的能力の獲得, 6. 人間生活に必要な概念の発達, 7. 理性的な良心と道徳的価値規準の習得, 8. 人格の独立性の達成, 9. 集団や組織に対する態度の発達
青年期（13-18歳） <i>Adolescence</i>	1. 同年齢男女との成熟した関係の形成, 2. 性役割の理解, 3. 自己の身体的構造についての理解, 4. 両親や他の大人からの情緒的独立, 5. 職業の選択と経済的独立のための準備, 6. 結婚と家庭生活のための準備, 7. 成人として必要な知識の獲得, 8. 自己の行動を律するための価値観や倫理観の形成, 9. 社会的に責任のある行動への願望と実行
壮年初期（19-29歳） <i>Early Adulthood</i>	1. 結婚相手の選択, 2. 配偶者との生活の形成, 3. 子どもの出産と家族の形成, 4. 子どもの養育, 5. 家庭の管理, 6. 職業人としての出発, 7. 社会的責任の分担
中年期（30-60歳） <i>Middle Age</i>	1. 10代の子どもの教育, 2. 成人としての社会的責任の遂行, 3. 一定の生活水準の確保, 4. 成人としての余暇活動の充実, 5. 配偶者との人格的結びつきの確立, 6. 中年期の生理的変化への対応, 7. 老年の老親との関係の調節
老年期（61歳以上） <i>Later Maturity</i>	1. 肉体的衰弱への対応, 2. 退職生活と収入減少への適応, 3. 配偶者の死に対する適応, 4. 同年齢集団との親密な関係の確立, 5. 社会的責任への関与, 6. 満足な生活空間の確保

(出典) 黒田実郎, 1988. 「発達課題」平山宗宏ほか編. 『現代子ども大百科』中央法規出版. p.208より抜粋, 作成. Havighurst, Robert J. 1953. *Human Development and Education*, 1st ed. New York: Longmans, Green (=1995. 荘司雅子監訳. 『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部.).

助ホームに入居する児童に対しては、特に情緒的な自立基盤および経済的な自立基盤を確立することが、社会的自立課題の達成のためには必要であるということが指摘できる。

2.3 社会化概念との関連

ハヴィガーストにおける発達課題という概念は、社会学の文脈における社会化（socialization）の概念と同様な概念として捉えることができる。社会化とは、個人が所属する、ないしこれから所属しようとする社会に適切に参加することができるように、必要な価値や規範などの行動様式や、知識や技能などの生活様式を学習し、自己の内部にとりいれていく——すなわち、内面化（internalization）する——過程のことである。これら個人が習得すべき価値や規範の内容は、個人の成長段階に応じて異なってくるため、個人が習得すべき内容を、課題として捉えれば、社会化は、個人の成長段階における諸課題の習得過程ということになるだろう。

社会化の過程は個人の生涯を通して行われる。そのなかで、特に幼少期の児童に対してなされる、基礎的な社会化（第一次社会化）は、個人のその後の成長過程において重要な役割を果たす。すなわち、人間の子どもは、アドルフ・ポルトマン（Adolf Portmann）が、生理的早産と指摘するように、生まれたままの状態では一人で生きていくとはできず、他者からの保護と世話を必要とする（Portmann 1961: 62）。子どもは、他者からの保護と世話を受ける過程で、子どもが所属する社会における文化——例えば言語、道徳、知識、社会的規範、価値等——を学習することにより、当該社会における適切な社会成員として仕立てあげられていくのである。社会化の担い手は、親であったり、教師であったり、仲間集団であったり、社会化の内容に応じて変化する。このなかで、特に子どもに対してなされる社会化は、一般的に子どもの主たる養育者である親によって行われる⁴⁾。

社会化には様々な種類があり、例えば主なものとしては言語的社会化や道徳的社会化、情緒的社会化、職業的社会化などがある。言語的社会化と

は、当該社会における主要な言語を習得する過程である。道徳的社会化は道徳的な価値規範を内面化する過程である。職業的社会化は、個人が適切な職業につくための必要な技能を習得する過程である。情緒的社会化は、情緒面での安定性を培う過程である。これらのなかで自立援助ホームの児童にかかわる社会化は、特に情緒的社会化と職業的社会化であるといえよう。先に述べた通り、自立援助ホームの児童に対して求められる発達課題は、ハヴィガースト学説における、特に青年期の発達課題ということになる。したがって、ハヴィガースト学説における青年期の発達課題を、社会化との関連で位置づけると、青年期の発達課題とは、情緒的社会化と職業的社会化を達成することである、ということになる。

Ⅲ 自立援助ホームにおけるハヴィガースト学説の応用

3.1 自立援助ホームにおける児童の自立

以上をまとめると、自立援助ホームに入居する児童における自立とは、児童が、精神面および経済面での自立基盤を整えることであると帰結できる。このことは、ハヴィガーストの発達課題論においても確認することができた。すなわち、自立援助ホームに入居する児童に対して求められる発達課題は、ハヴィガースト学説における、特に青年期の発達課題として捉えることができる。したがって、自立援助ホームの児童が社会的自立課題を達成するためには情緒的自立基盤および経済的自立基盤を確立することが必要であるということである。

ハヴィガーストの発達課題論を、自立援助ホームにおける入居児童の自立にむけた実践的方策に応用してみると、第一に、情緒的自立基盤の確立については、児童が自己に対し肯定的な感情を持ち、主体的に物事に取り組むことができるための基盤を培うことが重要である。そのための一方策として、進学支援が挙げられよう。先にみた「児童養護施設入所児童等調査」(表2)において、自立援助ホームに入居中の児童の進学状況は、中学卒業後、就職等を行った者が最も多いことを確認した。しかし、高学歴化

が進む今日において、義務教育段階で教育を終え、中学卒業と同時に就職することはごく稀であり、高校進学することが一般的となっている。実際、学校基本調査（2020）をみると、2020年において全中卒者1,087,468人中、高等学校等進学者は1,074,708人であり、高等学校等進学率は98.8%となっている。一方、就職者は2023人とどまり、卒業者に占める就職者の割合はわずか0.2%である。したがって、自立援助ホームにおいては、入居児童に対して、少なくとも高校卒業資格取得ないし大学進学に至るまでの教育上の支援を行うことが重要である。義務教育以上の学歴を児童が得ることは、児童が自己への信頼を培い、自己に対する肯定的な感情を持つための一助となると考えらるため、自立援助ホームにおいては児童に対する進学援助を行うための仕組みを整備することが必要である（学校基本調査 2020）。第二に、児童が経済的職業的自立基盤を得る点については、就労支援が挙げられよう。具体的には、児童の適性にあった就労先の確保から、就職後の就業継続に至るまでの支援を継続的に行うことが重要である。

3.2 パーマネンシー理念と自立援助ホーム制度の位置づけ

これまでの議論をふまえ、自立援助ホーム制度を、社会的養護の理念的基盤であるパーマネンシー理念に依拠し、位置づけてみよう。パーマネンシー理念とは、先述した通り、児童に対して安定的、継続的な養育者および養育環境を保障しようとする理念のことである。パーマネンシー理念に基づくと、自立援助ホーム制度は、児童に対する継続的な自立支援機能を果たす制度として位置づけられる。したがって、社会的養護体系において自立援助ホームは、施設養護ないし家庭養護の措置を解除された、主に18歳以降の要保護児童に対する継続的な支援制度として位置づけることができる。

措置解除後の要保護児童の養育を、パーマネンシー理念をふまえたうえで考えると、自立援助ホームの役割として、以下が提案できよう。まず、

家庭養護の措置を解除された児童については、引き続き同一の里親家庭で22歳の年度末まで養育継続されることとし、それが難しい場合は、当該里親家庭と同一地域にある自立援助ホームにおいて22歳の年度末まで養育されることを提案したい。22歳の年度末まで里親ないし自立援助ホームにおいて養育されることを提案するのは、それによって児童が高等教育により進学しやすくなり、自立までの準備を整えることが容易になると考えられるからである（実際、先に述べた通り、2016年改正児童福祉法により自立援助ホームの対象年齢は、児童の高等教育進学ということを考慮して拡大された）。次に、施設養護の措置を解除された児童においては、当該施設と同一地域にある自立援助ホームにおいて22歳の年度末まで養育継続されることを提案したい。したがって、現在関東地域に偏在する自立援助ホームを関東以外の地域においても拡充していくことが重要である。

自立援助ホームは、社会的養護の措置を解除された児童にとって、自立に向けた準備を行うための唯一の制度的基盤である。特に自立援助ホームを利用する児童は、被虐待経験を持つため、自立達成に至るまで多くの課題を抱えており、自立のためのさまざまな支援を必要としている。自立援助ホームは、児童が社会的に自立した生活基盤を整え、将来展望を見出せるようになるための不可欠な制度である。虐待等により社会的な不利益を被った児童が、その後の人生においてもなお不利益を受け続けることのないように、措置解除後の児童に対する継続的な支援を行う必要がある。特に18歳以上の要保護児童が増加傾向にある今日、自立援助ホームに期待される役割は極めて大きい。

注

- 1) 2020年度における虐待件数（20万5044件）には、いわゆる面前DVに相当する件数が含まれる。面前DVとは、児童が同居する家庭において、父母等の配偶者間でなされる家庭内暴力（Domestic Violence）を、児童が目撃する状況を指す。面前DVは児童に対する直接的暴力行為ではな

いものの、児童に対する心理的虐待の一つとして2004年から虐待統計に含まれるようになった（厚生労働省 2004）。

- 2) 2018年に成立した改正民法により、成年年齢が「年齢十八歳をもって、成年とする」（民法第4条）と定められ、従来の20歳から18歳に引き下げられることになった（2022年4月1日施行）。これまでは、民法と児童福祉法とで成年年齢と児童年齢の規定に差があった。民法では成年年齢は20歳と規定されていた一方、児童福祉法では児童年齢は18歳未満と規定されているため、18歳と19歳は、成年か児童かその判別が困難であった。今回の改正により、18歳未満は児童として、18歳以上は成年として区分することが可能となり、民法と児童福祉法の整合性が保てるようになった（『判例六法 令和3年版』）。
- 3) ダーウィンが確立した生物進化論は、社会学の理論形成にも大きな影響を与えた。生物進化論の影響を受けた代表的な社会学の理論に、ハーバート・スペンサー（Herbert Spencer）により確立された社会進化論がある。
- 4) したがって、近年の親による虐待事例——例えば、ネグレクト等の養育放棄など——は、親が子どもに対する適切な社会化を行っておらず、養育責任を果たしていない状況といえる。

参考文献

- Avery, Rosemary. J. 2010. "An Examination of Theory and Promising Practice for Achieving Permanency for Teens before They Age out of Foster Care." *Children and Youth Services Review* 32(3): 399-408.
- Benesh, Andrew S, and Ming Cui. 2017. "Foster Parent Training Programmes for Foster Youth: A Content Review." *Child and Family Social Work* 22(1): 548-59.
- Collins, Mary Elizabeth, Ruth Paris, and Rolanda L. Ward. 2008. "The Permanence of Family Ties." *American Journal of Orthopsychiatry* 78(1): 54-

62.

Collins, Mary Elizabeth, Renee Spencer, and Rolanda Ward. 2010. "Supporting Youth in the Transition from Foster Care: Formal and Informal Connections." *Child Welfare* 89(1): 125-43.

Courtney, Mark E., Irving Piliavin, Andrew Grogan-Kaylor, and Ande Nesmith. 2001. "Foster Youth Transitions to Adulthood: A Longitudinal View of Youth Leaving Care." *Child Welfare* 80(6): 685-717.

Darwin, Charles. 1859. *On the Origin of Species by Means of Natural Selection, or The Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life*. (=1990. 八杉龍一訳. 『種の起原』(上・下) 岩波書店.)

Forenza, Bradley and David T. Lardier. 2017. "Sense of Community through Supportive Housing among Foster Care Alumni." *Child Welfare* 95(2): 91-115.

学校基本調査 (令和2年度). 2020. 「初等中等教育機関・専修学校・各種学校 (報告書掲載集計)」(卒業後の状況調査 表257).

Graham, Kara E., Annie R. Schellinger, and Lisa M. Vaughn. 2015. "Developing Strategies for Positive Change: Transitioning Foster Youth to Adulthood." *Children and Youth Services Review* 54: 71-79.

『判例六法 (令和3年版)』有斐閣.

Havighurst, Robert J. 1953. *Human Development and Education*, 1st ed. New York: Longmans, Green (=1995. 莊司雅子監訳『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部.)

星俊彦. 2013 「自立援助ホームで『自立』について考える」『子どもと福祉』6: 16-21.

Hunter, Dana R., Pamela A. Monroe, and James C. Garand. 2014. "Understanding Correlates of Higher Educational Attainment among Foster Care Youths." *Child Welfare* 93(5): 9-26.

伊部恭子. 2011. 「ある自立援助ホーム利用経験者の生活と社会的つながり——生活史インタビューから」『福祉教育開発センター紀要』8:

1-34.

一ノ瀬裕子. 2014. 「自立援助ホーム職員のバーンアウト傾向に係るストレス要因」『子どもの虐待とネグレクト』16(2): 186-193.

『児童福祉六法（令和3年版）』中央法規出版.

Jones, Loring P. 2014. "Former Foster Youth's Perspectives on Independent Living Preparation Six Months After Discharge." *Child Welfare* 93(1): 99-126.

厚生労働省. 『福祉行政報告例』（各年度版）.

———. 『社会福祉施設等調査』（各年版）.

———. 「社会的養育の推進に向けて」（各年版）.

———. [1998] 2017. 「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」（平成10年4月22日児発第344号，一部改正平成29年3月31日雇児発0331第52号）.

———. 2004. 「『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』の施行について」（平成16年8月13日雇児発第0813002号）.

———. 2015. 「児童養護施設入所児童等調査結果」（平成25年2月1日現在）.

———. 2020. 「児童養護施設入所児童等調査の概要」（平成30年2月1日現在）.

黒田実郎. 1988. 「発達課題」平山宗宏ほか編『現代子ども大百科』中央法規出版，208.

Lalayants, Marina, Laura Montero, Laura S. Abrams, and Susanna R. Curry. 2015. "Transition-Age Foster Youth and Caregiver Perceptions of Self-Sufficiency." *Child Welfare* 94(6) : 39-65.

みずほ情報総研株式会社. 2018. 「平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究（総合アセスメント及び自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成）報告書」.

- Moyer, April M, and Abbie E. Goldberg. 2019. "Foster Youth's Educational Challenges and Supports: Perspectives of Teachers, Foster Parents, and Former Foster Youth." *Child and Adolescent Social Work Journal* 37(2): 123-136.
- 村井美紀. 2000. 「『自立』と『自立援助』——自立援助ホームに関する研究 その1」『東京国際大学論叢 人間社会学部編』6: 121-131.
- 大貝葵. 2017. 『自立援助ホーム設立の意義と法的課題』金沢法学. 60(1): 15-44.
- Portmann, Adolf. 1951. *Biologische Fragmente zu einer Lehre vom Menschen*. (= 高木正孝訳『人間はどこまで動物か——新しい人間像のために』岩波書店.)
- Reilly, Thom. 2003. "Transition from Care: Status and Outcomes of Youth Who Age Out of Foster Care." *Child Welfare* 82(6) : 727-46.
- 莊司雅子. 1995. 「訳者のことば」Havighurst, Robert J. 1953. *Human Development and Education*, 1st ed. New York: Longmans, Green (=1995. 莊司雅子監訳『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部, 7-10.)
- 園井ゆり. 2013. 『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』ミネルヴァ書房.
- . 2020. 「ファミリーホーム制度と仮親概念に関する社会学的研究」『総合科学研究』1: 89-108.
- Stewart, C. Joy, Hye-Chung Kum, Richard P. Barth, and Dean F. Duncan. 2014. "Former Foster Youth: Employment Outcomes up to Age 30." *Children and Youth Services Review* 36: 220-29.
- 高橋温. 2017. 「要保護・要支援児童の義務教育終了後の支援における課題」『子どもの虐待とネグレクト』19(3): 331-339.
- 高橋一正. 2011. 「虐待を受けてきた入居者への自立援助ホームでの支援について」『臨床心理学』11(5): 665-670.
- 富永健一. 1996. 『近代化の理論』講談社.
- U.S. Department of Health and Human Services. 2021. *The AFCARS Report*

(Adoption and Foster Care Analysis and Reporting System) No. 28.

全国自立援助ホーム協議会. 2021. 「自立援助ホーム一覧（令和3年11月1日現在）」（2021年11月28日取得, <http://zenjienkyou.jp/>）.